

# メキシコにおける銀行国有化——序説

中 川 和 彦

—

先に、筆者は別稿で、メキシコ国の信託銀行の法制度を素描した<sup>(1)</sup>が、その中で、一九八二年九月、当時のローペス・ポルティージョ大統領の下で、メキシコ国は銀行を国有化したことを指摘しておいた。この国有化は、毎年九月一日に行なわれる議会における大統領の演説（正確には、大統領教書の演説）の中で突然に公表されたもので、メキシコ国内の各方面に大きな衝撃を与えた。

筆者はたまたまその夏メキシコに滞在中で、アメリカとの国境に近い北部の都市チワワ市のホテルのロビーのテレビの国会中継の番組で聞いた大統領の演説、銀行を接收するため早朝から出勤した完全武装の陸軍部隊、銀行の建物から排除され、居場所がなく、ホテルのカフェテリアに集まった銀行従業員の不安に満ちた、緊張した表情と会話など、現地の緊迫した雰囲気も忘れられない。

筆者のこのような個人的体験はともかくとして、この国有化はメキシコの各方面に大きな影響を及ぼしている。これを一九三八年の石油産業の国有化に対比させる人もいるほどである。しかし、金融機関に対する外資の

## メキシコにおける銀行国有化―序説

参加は一九六五年から禁止されているため、今回の国有化に際し、石油産業の国有化の場合とは異なって外資は無関係であった。もっとも、大統領のこの措置の発表が唐突であったこともあって、言わば、その整合も大変のようである。食い違いを彌縫するかのよう<sup>(2)</sup>に幾つかの法律が作られ、これに合わせて、憲法を始めとして、少なからざる法律の一部改正も行なわれている。結果として金融制度が全面的に改められている。筆者はこの国有化の全体を一つの対象として研究に着手しているが、さしあたり本稿では、このメキシコ国における銀行の国有化の過程を素描するとともに、その法的側面について若干の考察を試みようとするものである。

順序として、一九八二年九月一日の国有化に至る背景から説くことにする。

(1) 中川和彦稿「メキシコの信託銀行の法制度の素描」『成城大学経済研究』第九五号(昭和六二年一月)八一ページ以下参照。

(2) 一九八二年九月から一九八五年までの銀行国有化にともなう法の改正の主要なものを列挙すれば、次のようである。

### 1 憲法の改正

第二八条第五項(一九八二年一月一七日付官報に掲載)

第七三条第X款(一九八二年一月一七日付官報に掲載)

第一二三条のBの第Ⅳの2款追加(一九八二年一月一七日付官報に掲載)

2 パンコ・デ・メヒコ設置法の改正(一九八二年二月)

3 銀行および与信の公役務規程法(一九八二年二月三日付官報に掲載)

4 憲法第一二三条のBの第Ⅳの2款規程法(一九八二年二月三〇日付官報に掲載)

- 5 国家財産一般法の改正（国营金融会社に適用される3件の号を追加）（一九八四年二月七日付官報に掲載）
  - 6 連邦公行政組織法の改正（国营金融会社を政府の多数参加企業として組入れるため）（一九八三年一月三〇日付官報に掲載）
  - 7 連邦直轄区刑法典第一〇章の公務員の犯かす罪に関する第二二二条ないし第二二四条の改正（一九八三年一月五日付官報に掲載）
  - 8 新「バンコ・デ・メヒコ設置法」の制定（一九八五年一月一日付官報に掲載）
  - 9 新「銀行および与信の公役務規程法」（一九八五年一月一日付官報に掲載）
  - 10 新「金融組織および補助活動一般法」の制定（一九八五年一月一日付官報に掲載）
  - 11 保証機関に関する連邦法の改正（一九八四年二月三十一日付官報に掲載）
  - 12 保険機関一般法の改正（一九八五年一月一日付官報に掲載）
  - 13 証券市場法の改正（一九八五年二月八日付官報に掲載）
  - 14 新「投資会社法」の制定（一九八五年一月一日付官報に掲載）
- これらの改正法もしくは新法は左記に収録されている。
- Miguel Acosta Romero, *Legislación Bancaria: Doctrina, compilación legal, jurisprudencia*. 1986, México (Editorial Porrúa, S. A.).

— 11 —

一 一九七八年から一九八一年にかけて、メキシコは年平均七〜八パーセントという高い経済成長を達成した。いわゆる「メキシコの奇蹟」である。一九七六年の新しい油田の発見も加わった石油の増産および輸出の増大もメキシコにおける銀行国有化—序説

## メキシコにおける銀行国有化―序説

このような成長の原因の一つであった。しかし、他方、ローペス・ポルティージョ大統領の大胆かつ野心的な経済再建政策は財政赤字および外国からの借り入れを増大していたが、これに、一九八一年中頃の石油の国際価格の低落が加わったため、経済は急激に悪化し、メキシコは国際資本市場からの短期借り入れに走った。

一九八二年八月のメキシコの外国からの借り入れ残高は八一〇億ドル、うち、二一〇億ドルは償還期限が一年未満の短期債務であったと言われる。しかし、メキシコの経済は、外見上、まだ健全であった間、メキシコ経済の悪化の実体に注意を払うものはほとんどいなかった。

一九八二年二月、メキシコ国の中央銀行であるバンコ・デ・メヒコは、その外貨準備の不足のため、為替レートの維持が困難となり、フロート制を採用した。ペソの価格は直ちに下落し、一弗三八ペソと二八パーセントの切り下げとなった。このペソの切り下げと、若干の物品の価格統制および財政の緊縮化がメキシコ経済を一層悪化させ、インフレも高まり、メキシコ人の多くは、ペソの再度の切り下げをおそれて、ドル買いに走った。

八月一日、電力、ガソリン、トルティージャ、パンの値上げ発表。これが資本逃避に拍車をかけた。バンコ・デ・メヒコの外貨準備はさらに減少し、八月五日、為替レートの二重相場制を採用、八月二日、いわゆるドル建預金の引き出しをペソに限定、一三日から一八日まで外為市場を一時閉鎖した。このように、政府のとる措置が後手後手で、追いつめられている中で、欧州の銀行は借り換えを拒否、こうした中で、外為市場が再開されると、ペソは一ドル一一五ペソと暴落、ペソの将来に不安は一層駆りたてられ、資本逃避は促進されるのであった。

このような状況下において、メキシコ政府は公的対外債務の長期・短期償還の九〇日延期を外国借款銀行に要請するとともに、追加的緊急支援を求めて、アメリカ政府および国際通貨基金（IMF）と話し合いに入ると発表

し、これにより、メキシコの金融危機は、世界的に、一挙に、表面化したのである。

こうした事態の下で、九月一日を迎え、ローペス・ポルティージョ大統領は銀行の国有化および為替管理の導入を発表したのである。<sup>(1)</sup>

二一九八二年九月一日、メキシコ合衆国大統領ホセー・ローペス・ポルティージョは彼の任期中最後の第六回の大統領教書 (VI Informe Presidencial) を演説するため連邦議会に出席した。演説を始めてから三時間一二分後、正確には一四時一六分、大統領は民間銀行の国有化および外国為替管理を明らかにした。

その日の議会への出席者の大部分は公共部門に属する人々であった。上院議員、下院議員、連邦諸州の知事、閣僚、国営企業、進国営組織の役員、組合の幹部などは、民間銀行の国有化という大統領の決断に対し、起立し、拍手は長く鳴り止まなかった。これは、一九七六年の当時のエチエヴェリア大統領がペソの切り下げを発表した時の情景と同様であったと指摘する人もいる。

そして、その翌日、官製組合に属する数十万人の公務員および労働者が「自発的に」ソーカロ(中央広場)に集まり、政府のこの措置に連帯の意思を表明したのである。

新聞には数十の意見広告が掲載され、諸機関あるいは組織の名前で、銀行の国有化を支持する旨を表明した。もっとも、これらの機関および組織は政府の監督下にあり、広告料の多くは結局政府の負担と噂された。左翼系のジャーナリストは大統領のこの措置に賛同し、一九三八年のカルデナス大統領の石油産業国有化と対比し始めた。ラジオとテレビは国有化される銀行名を予想しながら(銀行名が公表されたのは九月六日である)、慎重に論評していた。一般に、政府のこのような措置に対して好意的のよう<sup>(2)</sup>に見えた。

三 第六回の大統領教書の中で、ローベス・ポルディョ大統領は、銀行の国有化につながる対外収支の大幅な赤字の主要な原因の一つとして、ドル買いおよび資本の流出を指摘し、メキシコ国民がアメリカ国内に所有する土地が二五〇億ドルに見積られると具体的な数字を示し、その手付金および代金として、流出した外貨が八五億ドルに達し、未払いの代金、金利、管理費などを合計すると、外貨債務の額が巨額にのぼるであろうと述べて、このような危機の主要な責任を「資本の投機および逃避を促進し、後援し、さらに組織化させている」銀行が負うべきであると論じた。

そして、大統領は確言した。「要するに、われわれは銀行を国有化する。その理由は、手段が優位を占める、または、望んだように合わせることは容認できないからである。民間銀行の国有化と為替管理により、メキシコ国民の労働、貯蓄、石油、その他の輸出、および金融がわれわれに表わすものが、よりよく計画されるであろう。こうして、国民の利益となる。われわれの国家的の、かつ国際的の約束を厳格に守ろう。必要とするものだけを輸入しよう。不可欠の旅のみをしよう。この措置をもって、公然たる、制度化さえしている投機と戦おう。われわれが苦しんで来ている多くの投機の影響からインフレーションを取り除こう。何故ならば、銀行の仲介マージンとドルの需要が巨額であり、わが国の経済を損なっているからである。」

以上、第六回の大統領教書の一部を紹介したが、大統領の右の文言のうちに、民間銀行国有化に踏み切ったメキシコ政府の立場が要約されていると言えよう。

ミクロ的に見ると、銀行国有化の措置はその国の政治問題の解決の一つの方法であった。国民の不満の高まりを沈静化するための論議も約束も大統領は示していなかった。しかし、大統領のこの立場は愛国者的、英雄的の

外観を呈し、国民は、今や、大統領を支持し、喝採する口実を見出したのである。ルイス・パソス (Luis Pazos) は、これをアルゼンチンの当時の大統領がマルヴィーナス (フォークランド) 諸島紛争に際しとった態度に対比させている。<sup>(4)</sup>

四 このような大統領の銀行に対する厳しい非難に対して、メキシコ銀行家協会 (Asociación de Banqueros de México) は九月五日、メキシコの主要な日刊紙に意見広告を掲載し、反論した。

それより二日前の九月三日付のエクセルシオール紙の紙面にイグナシオ・ブルゴア教授の「銀行の国有化の違憲性について」<sup>(6)</sup>と題する論評が掲載されている。ブルゴア (Ignacio Burgoa Orihuela) 教授は、メキシコ国立大学の憲法講座担当で、多くの著書がある。また、エクセルシオール紙は、メキシコ国の代表的な日刊紙の一つで、一般に、中道左派の穩健な論調で知られている。<sup>(7)</sup>

ブルゴア教授の論旨は、要約すれば、次の二点である。

第一に、連邦憲法第二七条によれば、取用の必要要件は公共の利益であるが、公共の利益が取用行為を正当化するためには、取用当局により主張されるだけの主観的なものではなく、当該の具体的事案、夫々の事由が客観的に、現実的に存立することが保証されなければならないこと。しかし、国有化に関する政令の仮定条件は一つとして取用法が定めるところに該当しないと言う。

第二に、仮に銀行の従業員にドルの取り引きに関連して不当な利益をむさぼった者があつたとしても、金融機関は従業員とは別個の法人であり、従業員の行状と金融機関の活動は別個のものであり、このような事情は銀行国有化の事由にはならず、必要なのは、取用ではなく、むしろ、大蔵省、バンコ・デ・メヒコ、全国銀行委員会

メキシコにおける銀行国有化―序説

による監督である、と言う。

五 ともあれ、大統領は、その姿勢を具体化すべく、「民間銀行の国有化を定める政令<sup>(8)</sup>」を制定し、九月一日および二日付の官報で公示した。次に、前文も含めて、その全文を掲げよう。

民間銀行の国有化を定める政令

メキシコ合衆国大統領ホセー・ローペス・ポルティージョは、共和国憲法第八九条第一款が行政府に付与する権能を行使し、かつ、憲法第二七条、收用法第一条第一款、第五款、第八款および第九款、第二条、第三条、第四条、第八条、第一〇条、および第二〇条、連邦公行政組織法第二八条、第三一条、第三二条、第三三条、第三七条、および第四〇条、ならびに、金融機関および補助組織一般法のその他の関係法条に基づいて、

銀行および信用の公役務は、政府が完全に提供できない役務の手当てに協力する目的をもって、株式会社形態で設立されている法人に、行政契約を介して、連邦政府の側から特許されて来ていること、

この特許は、その固有の性格により、期限の定めがあり、したがって、経済上、行政上もしくは社会的の理由により、国が公役務の提供を直接担当できない間に限り、存続できるにすぎないこと、

銀行および信用に関する役務一般が特許されている民間企業者は役務の運営から巨額の利益を獲得し、さらに、自己の利益に従って、一般大衆の出資した金銭で独占現象を創出しているが、このような現象は、生産人口の大部分に及び、そして、社会の最恵層に引き続き集中しないように、一般の利益および信用の社会的多様化の規準で獲得された資金の管理のために回避されなければならないこと、

本官が担当している行政府が、現時点で、判断するに、資金が、信用へのアクセスの便宜を必要としているメキシコの民衆、投資家および預金者に由来していることを勘案して、銀行および信用の公役務の完全な提供を担当するために十分な人員と経験を政府が備えていること、

信用の多様化の欠除の現象の原因は、信用の重要な部分が特定の人に供与されていないことではなく、欠けていることが、適切で、低利の信用を人口の大部分に得させることであり、このことは、銀行の労働者の協力を得て、手当てすることが可能であり、預金者、大衆および投資家の信頼を当てにすること、

管理もしくは保管のため銀行に引き渡した金銭および財物をもって、現在、これらの銀行を現実には有する経済構造を生み、何んら影響を受けず、かつこの重要な公役務を引続き享受するメキシコの民衆の目的、さらに、権利が最少限に縮小されないという目標をもって、民間金融機関の財物を公共の利益の事由により収用する決定がなされたこと、

現在メキシコが直面し、その多くは、信用制度全体の直接統制の欠如により加重されている経済危機が、共同社会の利益を侵害する信用政策の採択の動機をもって、公共の平和の維持のため同じく収用を強制し、かつ、国内の混乱を是正するに必要な措置を採択すること、

国家が要求し、民主的かつ参加的な全国的な計画に大部分が基盤とする堅いかつ支持された発展が、公共費用および投資、また信用に関して、発展の資金調達は、社会的利益および公共の秩序であるが故に、国家により運営され、もしくは管理されることを要求し、そのため、最大の利益のために、国の生産財の割り当ておよび方向づけの戦略で管理されること、

連邦政府が公役務提供の責任を引き受ける時に収用される金融機関の契約した取り引きの支払いを保証しており、この措置は金融機関の債務者をだれ一人侵害するものではないこと、

信用役務の提供に何んら影響なく、かつ、銀行の従業員、ならびに、その役務の利用者および金融機関の債権者の現在の権利を損なうことなく維持するため、銀行立法の助けを得て、行政府は、大蔵省を介して、信用役務の新しい構成のしかるべき組織および運営に必要な行動を達成すること、

連邦政府のとる措置は、国民が直面している経済危機からの脱出を容易にすることを目的としていること、さらに、就中、能率と公平をもって、発展計画において指示されていた目標に到達可能な経済発展を保証するため、左記の政令を制定する。

## 第一条

銀行および与信の公役務の提供のための免許を受けている民間金融機関 (Instituciones de Crédito Privadas) の所有する、店舗、建物、家具、汁器、資産、現金、地下室 (bóveda)、支店、代理店、事務所、投資、株式、もしくは他の企業に有する持分、所有する有価証券、権利、ならびに、大蔵省 (Secretaría de Hacienda y Crédito Público) の判断で、必要である限りの、その他のすべての動産および不動産は、公共の利益の事由により、国民 (Nación) の為に収用される。

## 第二条

連邦政府は、大蔵省の行動を介して、前条に言う金融機関の社員の側による株式および利札 (cupones) の交付の後に、一〇年を越えない期間で相応する補償を支払うものとする。

### 第三条

大蔵省、および、場合により、バンコ・デ・メヒコは、定住・公共事業省 (Secretaría de Asentamientos Humanos y Obras Públicas) および商業省 (Secretaría de Comercio) に帰属する介入も得て、収用された金融機関、およびこれら金融機関の資産を直ちに接収するものとし、管理および指揮の現在の諸機関、何ずれを問わない諸団体 (asociación o institución) に対するこれら金融機関の代表、および経営機関 (Órgano de Administración) もしくは専門委員会 (Comité Técnico) を更迭し、ならびに、中間管理職員 (Funcionarios de niveles intermedios) および、一般に、銀行従業員が現在享受している諸権利を維持し、かつ、発令される収用を理由とする侵害を何んら受けないために必要な行為を実施するものとする。

### 第四条

連邦政府は、本政令が言う金融機関が引き受けている債権のすべてかつ各々の支払を保証するものとする。

### 第五条

銀行、与信もしくはは安全金庫 (caja de seguridad) の公役務の利用者が所有する金銭および有価物、銀行が管理する基金もしくは信託、また、一般に、第一条に言う金融機関の所有もしくは支配下でない動産もしくは不動産は収用の対象ではない。同じく、国有の金融機関 (Instituciones nacionales de crédito)、金融補助組織 (organizaciones auxiliares de crédito)、公私合弁銀行 (banca mixta)、バンコ・オブネロ (Banco Obrero)、およびシティバンク・エネ・アー (Citibank N.A.) は収用の対象ではなく、さらに、外国の金融機関 (entidades financieras) の駐在員事務所、および第一級の外国銀行の支店も収用の対象ではない。

メキシコにおける銀行国有化一序説

第六條

大蔵省は適切に維持されるその権限に準拠して、銀行および与信の公役務を監視するものとする。この公役務は、連邦政府の機関 (entidades de la Administración Pública Federal) に組織変更せられる、同一の行政構造により、引き続き提供し、何んら変更を受けることなく、営業免許 (concesiones) を保有するものとする。大蔵省は、企画・予算省 (Secretaría de Programación y Presupuesto)、財産・工業振興省 (S. de Patrimonio y Fomento Industrial)、労働・社会保障省 (S. de Trabajo y Previsión Social)、商業省、外務省 (S. de Relaciones Exteriores)、定住・公共事業省、ならびに、大蔵省自身およびバンコ・デ・メキシコ (Banco de México) の大臣もしくは総裁 (titulares) の指名する代表者により構成される諮問専門委員会 (Comité Técnico Consultivo) の補助を受けて、前記の目的のため、審査する。

第七條

本政令に言う金融機関の代表に通知するとともに、利害関係者の住所が知れない場合の通知に代えるため、連邦官報に二回公告する。

経過規定

第一

本政令は連邦官報に公告の日から発効するものとする。

第二

銀行および与信の役務は、利用者にしかるべき留意を適切に編成する目的をもって、本政令の発効の日から

起算して二取引日の間、停止することができるものとする。一九八二年九月一日、連邦直轄区メヒコ市の、連邦政庁において。

ホセー・ローペス・ポルティジョ

内務大臣 (Secretario de Gobernación) エンリケ・オリヴァレス・サンタナ

外務大臣 ホルヘ・カスタニエーダ

国防大臣 フェリックス・ガルヴァーン・ローペス

水産大臣 リカルド・チャーサロ・ララ

大蔵大臣 ヘスース・シルヴァ・エルツォーグ

企画・予算大臣 ラモン・アグイーレ・ヴェラスケス

財産・工業振興大臣 ホセー・アンドレース・オテイサ

商業大臣 ホルヘ・デ・ラ・ヴェガ・ドミングエス

農業・水資源大臣 フランシスコ・メリノ・ラーバゴ

通信・運輸大臣 エミリオ・ムーヒカ・モントヤ

定住・公共事業大臣 ペドロ・ラミーレス・ヴァスケス

公教育大臣 フェルナンド・ソラーナ・モラーレス

厚生大臣 マリオ・カイエス・ローペス・ネグレッテ

労働・社会保障大臣 セルヒオ・ガルシア・ラミーレス

メキシコにおける銀行国有化―序説

メキシコにおける銀行国有化―序説

農地改革大臣 グスターヴォ・カルヴァハール・モレノ

観光大臣 ローサ・ルス・アレグリーア

漁業大臣 フェルナンド・ラッフル・ミゲル

連邦直轄区庁長官 カルロス・アंक・ゴンサレス

バンコ・デ・メヒコ総裁 カルロス・テジヨ。

(1) 以上の第一節の叙述は主として左記によっている。

Ewell E. Murphy, Jr., *Expropriation and Aftermath: the Prospects for Foreign Enterprise in the Mexico of Miguel de la Madrid*, 18 *Texas International Law Journal* 435 (1983).

Robert L. Morgan (ed.), *The Mexican Economic Crisis*, 17 *Vanderbilt Journal of Transnational Law* 386 (1984).

Gustavo Barrera López, *La Expropiación Bancaria en México*, 1984, San Luis Potosí, S. L. P. (Al Libro Mayor, S. A.), p. 39 y sgtes.

また、メキシコの金融危機を論じたものに左記がある。

吾郷健二「一九八三年。メキシコの経済危機」『西南学院大学経済学論集』一八巻四号。

(2) Luis Pazos, *La Estatización de la Banca. ¿Hacia un capitalismo de Estado?* 1982 (9a. Impresión 1982), México (Editorial Diana), pp. 13~15.

(3) 詳細は左記を参照せられたる。

Pazos, *op. cit.*, pp. 21~27.

- (4) Pazos, *op. cit.*, p. 15.
- (5) 手許にあるフンニムノ教授の著作を三點紹介して置く。
- Las Garantías Individuales*, Decimooctava edición 1984, México (Editorial Porrúa, S. A.), 744p.
- Derecho Constitucional Mexicano*, 6a. edición 1985, México (Editorial Porrúa, S. A.), 1028p.
- El Juicio de Amparo*, 22a. edición 1985, México (Editorial Porrúa, S. A.), 1080p.
- (6) Ignacio Burgoa Orihuela, "Inconstitucionalidad: Expropiación Bancaria" *Excelisior*, el 3 de septiembre de 1982, citado por Pazos en su obra, p. 49 y sgtes.
- (7) 国語。『ラテン・アメリカ事典 一九八四年版』(ラテン・アメリカ協会 昭和五九年) 八四〇ページ。
- (8) この政令を左記に収録されている。
- Miguel Acosta Romero, *Legislación Bancaria, Doctrina, Compilación Legal, Jurisprudencia*, 1986, México (Editorial Porrúa, S. A.), p. 175 y sgtes.
- Miguel Acosta Romero, *Derecho Bancario, Panorama del Sistema Financiero Mexicano*, Segunda edición actualizada incluyendo la nacionalización bancaria, 1983, México (Editorial Porrúa, S. A.), p. LXVI y sgtes.
- Leyes y Códigos de México: Legislación Bancaria*, Trigesima Primera Edición 1986, México (Editorial Porrúa, S. A.), p. 119 y sgtes.
- (9) 本文のように「筆者は banca mixta を「公私合弁銀行」と訳出した。この語は金融機関、金融制度に関連する法令中使用されている。この society mixta (合弁会社) にならって「訳語をきめた。なお左記を参照された。」

Jorge Barrera Graf, *Las Sociedades en Derecho Mexicano*, 1983, México (Universidad Nacional Autónoma de México)における銀行国有化一序説

三

一 先に簡単に触れておいたが、銀行の国有化をめぐる多くの論議がメキシコで行なわれている。政治論、経済論、特に、この措置の効果をめぐる論議がある。本稿ではこれらの論議には触れない。本稿が取り上げようとするのは、本稿の冒頭でも明らかにしたようにその法的側面の若干の問題である。

一九八二年九月一日の「民間銀行の国有化を定める政令」(本稿では、以下「国有化政令」と略称する)の全文を前に掲げたが、この国有化政令は全文七カ条で、非常に短い。

その要旨は次の如くである。<sup>(1)</sup>

- i 銀行の資産を収用する。
- ii 収用した銀行および資産を大蔵省およびバンコ・デ・メヒコが管理する。
- iii 連邦政府は一〇年の期間で、相当する補償を支払い、他方、収用した銀行の債務の支払を保証する。
- iv 銀行の預金者の勘定、保護預り金庫は何の影響も受けない。
- v 特定する金融機関三行は収用を免がれる。他方、収用される金融機関は具体的に定められていない(結局、九月六日付の別の政令で指定された)。

この政令それ自体、また、文言の解釈、さらに、その運用をめぐる、いろいろの問題、論議がある。さしあたり、憲法<sup>(2)</sup>と関連する若干の問題から取り上げよう。

二 国有化政令の内容は、メキシコ国の金融制度を大幅に修正するものであるが、金融制度の決定はメキシコ国では、連邦憲法第七三条第X款により議会の排他的権能とされているため、この国有化政令の制定は憲法に抵触するのではないか、という論がある。

連邦憲法は次のように規定する。

「憲法第七三条

議会は次の権能を有する。

(中略)

X 炭化水素、鉱業、映画産業、商業、射的遊戯、銀行、信用役務、電力エネルギーおよび核エネルギーについて立法すること、第二八条の条件で単一の発券銀行を設立すること、ならびに、第一二三条の規則的労働立法を制定すること。」

他方、憲法第四九条は権力の分立を規定し、行政権と立法権の唯一人への結集を明文をもって禁止している。すなわち、

「憲法第四九条

①連邦の最高権力は、その行使のため、立法、行政および司法に分けられる。

②第二九条に規定するところに従って、連邦政府への非常権能の場合を除いて、上記の権力の二以上を唯一人にもしくは一団体に結集すること、また立法権を一個人に付託することは許されない。第一三一条第二項に規定するところを除き、その他のいかなる場合も、立法のための非常権能は付与されない。」

大統領の権能は連邦憲法第八九条に規定されているが、銀行の国有化に伴う金融制度の大幅な修正をなすことは援権されていないことは明らかである。

この点について、次のような説明がなされている。<sup>(3)</sup> 現実には、国有化政令は銀行法（正確には「金融機関および補助組織（一般法）」を改正しておらず、取用を免がれた金融機関については全面的に効力を維持しており、また取用された金融機関についても、業務活動に関する限り、新たに銀行公役務の規律に関する法律が制定されるまで、効力を保っている。このように解すると、取用は決して行政権と立法権が大統領に不当に結集していることにはならない、と言う。つまり、国有化により取用された銀行の経営の新しい方式は取用の結果であって、決して、政令制定の結果ではないと言うのである。

ところで、連邦憲法第二七条第九項第Ⅵ款は明文をもって、「それぞれの管轄において、連邦および州の法律は、私有財産の占有が公共の利益に関する場合を決定し、そして、行政当局（この場合は、大統領）が相当する宣言をなす」と定める。したがって、大統領は取用を命ずる権能を有するのであり、これは、大統領の権能を規定する連邦憲法第八九条の第XX款に言う「本憲法が明文をもって付与するその他の権能」の一である。<sup>(4)</sup>

三 国有化はメキシコ国のほとんどすべての金融機関に及んでいるが、国有化政令第五条は、明文の規定をもって、バンコ・オペレーロ、シティブバンク・エネ・アー、および公私合併銀行の三行を取用の対象から除外している。これは、法律または裁判所の前における平等を個人の権利保障の一つとして規定している連邦憲法第一三条に抵触するのではないか、という疑問がある。<sup>(5)</sup>

これに対して、今回の国有化政令（decreto）は法律（ley）ではなく、特定の銀行もしくは特定の銀行の財産を

収用する根拠があると判定される特定の場合における法律の適用にすぎない、という見方がある。

政令 (Decreto) は「公行政の目的に関連して、法律の適用の方法に関する行政府の行為」と一般に定義<sup>(6)</sup>されているのであるから、右の見方はうなずけないわけではない。

しかし、右の見方に対して、次のような異論を唱えることができよう。

収用された銀行のすべてに収用を受ける理由があったのであろうか。収用を受けた銀行の中に、この措置を免がれる権利を主張できたものもあつたのではないであらうか。とすると、前述した三行のみが国有化から除外された理由・事情は今後明らかにされなければならない。<sup>(7)</sup>

四 そうなると、銀行の国有化は一つの刑罰ないし制裁であつたのか、という議論が出て来る。そして、もしもそうであるとすれば、科刑権は裁判所に帰属するという連邦憲法第二一条に抵触することになる。

この点、国有化政令は刑罰ではなく、また金融機関の免許も取り消されておらず、その効力を保っていると解すべきであるとされる。

前述したように、ローペス・ポルティジョ大統領は第六回大統領教書の中で、国民との連帯もなく、全体の利益を考慮しない銀行を激しく非難した。これとの関連で、国有化、即、刑罰論が思いつかれたのかも知れない。しかし、もしも刑罰であり、免許が取り消されたのであれば、補償はあり得ないのであり、この意味においても刑罰であるとする説は、少なくとも、法律論としてとることができないであらう。<sup>(8)</sup>

五 収用の名宛人は誰であらうか。国有化政令を一読して、まず浮かぶ疑問である。

国有化政令の第一条と第二条の文言を対比してみると、前者(第一条)からは銀行の公役務の提供の免許を受け

ている金融機関が収用の対象であると推論されるが、後者(第二条)では、補償の受取人は社員(株主)である。やや曖昧の感を免かれない。

今さら言うまでもないことであるが、金融機関および補助組織一般法では、金融機関は株式会社の形態をとることが要求されており(八条)、株式会社は会社の一種であって、法人格を有する(会社法一条、連邦民法二五条参照)。そして、株主は会社とは別個の人格である。

前述した国有化政令の文言は食い違っているが、要するに、この収用により補償を受けるのは社員(株主)と  
言うことになる。すると、収用の名宛人は、矢張り、社員(株主)と言う他はない。<sup>(9)</sup>

六 収用されるものは何か、という問題がある。

国有化政令第一条によれば、収用されるものは「店舗、建物、家具、汁器、資産、現金、地下室、支店、代理店、事務所」その他であるが、たとえば、バンコメルの東京駐在員事務所はどうなるであろうか、と言う疑問に對して、国有化政令は「大蔵省の判断で必要である限り、その他のすべての動産および不動産」と言う。したがって、収用される財産を決定する権限が大蔵省に与えられていることになる。

ところが、第二条で「連邦政府は、大蔵省の行動を介して、第一条に言う金融機関の社員の側による株式および利札の交付の後に、一〇年を越えない期間で相応する補償を支払うものとする」と定める。

そこで、収用されるのは第一条という財物なのか、それとも、第二条からすれば、株式かと、いうことになる。

論者の中には、収用されたのは銀行企業(campresa bancaria)であって、その結果、解散・清算中の旧銀行会社

と連邦政府の下で営業活動している銀行企業とが併存すると言う者もあると言われるが、国有化された金融機関は、従来の名称、住所、事業目的、従業員など、何んら変更しておらず、変更されているのはその経営管理機関であり、このような意味で、連邦政府が収用したのは金融機関の株式という見方をとるべきであらう。<sup>(10)</sup>

- (1) 同註° Murphy, *op. cit.*, p. 442.
- (2) メキシコ憲法については、左記を参照されたい。本文で掲げる憲法の法条も、左記によっている。  
中川和彦『メキシコ憲法の諸問題』(ラテン・アメリカ法研究会 昭和六〇年)
- (3) 同註° Juan Landerreche Obregón, *Expropiación Bancaria y Control de Cambio*, 1984, México (Editorial Jus), p. 44.
- (4) Landerreche, *ibid.*
- (5) Landerreche, *op. cit.*, p. 51.
- (6) 同註° Rafael de Pina, *Diccionario de Derecho*, Tercera Edición, Revisada y puesta al día por Rafael de Pina Vara, 1973, México (Editorial Porrúa, S. A.), p. 135.
- (7) Landerreche, *op. cit.*, p. 52.
- (8) 同註° Landerreche, *op. cit.*, pp. 50~51.
- (9) 同註° Acosta Romero, *Legislación*, pp. 23~24.
- (10) 同註° Acosta Romero, *Legislación*, p. 25.

#### 四

以上、メキシコにおける銀行国有化の経過を素描し、国有化政令を中心に若干の法律問題を取り上げ、検討した。メキシコにおける銀行国有化の経過を素描し、国有化政令を中心に若干の法律問題を取り上げ、検討した。

前述したように、今回の銀行国有化には外資の収用にからまる問題はなかった。しかし、さらに、検討すべき多くの問題が残されている。収用手続、収用財産の評価、補償の支払い、支払いに当てられる連邦政府債の性格、株式会社である金融機関が組織変更する国営金融会社の性格、その法構造、などがある。これらは、いずれも、この国有化の法的側面から照射される問題であり、いずれ別稿で取り上げることにはしたい。